

産婦人科からのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大により、一都三県には再度緊急事態宣言が発令されました。

前回の緊急事態宣言発令時は「立会い分娩」を中止しておりましたが、皆様からのご要望が多くある事も事実です。

立会い分娩を何とか継続する為、以下の条件を追加し、厳格な管理下に、立会い分娩を継続いたします。

【立ち会い分娩条件】

- ★立会いされる方は、当院での新型コロナPCRの検査を受け、陰性を確認した方のみとします。検査後は、健康管理の徹底をお願いします。（立会い当日に体調の変化がある場合は、立会いは出来ません）
- ★立会いは、陣痛室～分娩室（分娩後2時間）までとし、原則夫 or パートナー1名のみとします。

☆外来受診につきましては、待合室の人口密度増加を避けるため、現在、下記の対応をとっております。

- ①特別な場合（通訳が必要な場合、お子様が預けられない場合、一人での来院が難しい場合）を除き、患者様ご本人のみで受診して頂くようお願いしております。
- ②完全予約制
予約以外の診察は、お断りさせて頂いております。受診の際は必ず緊急時も含め、お電話にてご予約下さい。
新患は受け付けております。ご予約の上お越しく下さい。

今後の対応につきましては、情勢をみて、検討・判断させて頂きます。患者様・ご家族様にはご迷惑をお掛け致しますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。